



法務省 在沖縄少年矯正施設



【少年矯正施設ってどんなところ？】

沖縄県には、**沖縄少年院**・**沖縄女子学園**・**那覇少年鑑別所**の三つの施設があります。

【どんなことをしているの？】

沖縄少年院及び**沖縄女子学園**は、家庭裁判所の決定により保護処分として送致されたおむね12歳から20歳までの少年(特定少年)を収容します。少年の特性に応じた適切な矯正教育を行うことにより、改善更生と円滑な社会復帰を図っています。少年院では、規律正しい生活の下で、生活指導、職業指導、教科指導などの教育・訓練を行うとともに、保護者等への働き掛けも行っています。また、関係機関と連携し、就労・修学の支援など社会復帰支援を実施し、少年が出院した後は、出院者やその保護者等からの相談にも応じています。

那覇少年鑑別所は、非行のある少年を家庭裁判所の決定に基づいて収容し、心理学、医学等の専門知識等を活用し、その少年の非行の原因を解明し、今後の指導・教育の方針を見出す専門機関です。また、「波之上こころの相談所」を併設し、子どもの問題でお悩みの一般の方からの相談も受け付けています。

【採用されたらどうなるの？】

採用後は、主として少年院では教育・支援部門、少年鑑別所では鑑別部門に配属され、少年の処遇に当たります。研修制度として、矯正研修所において、採用1年目に2~3か月間程度、5年目に専門性を高めるため3か月程度の集合研修があります。さらに、昇任試験に合格し、6か月程度の研修を受講することなどにより、幹部職員としての道がひらけます。

【試験区分】

法務省専門職員(人間科学)採用試験

区分: 矯正心理専門職

(心理Aは男子、Bは女子)

法務教官

(Aは男子、Bは女子)



【採用状況】

☆**沖縄少年院**(教官A)

平成28年度2名、平成29年度1名、令和5年度1名

☆**沖縄女子学園**(教官B)

平成30年度1名、令和2年度1名、令和4年度1名

☆**那覇少年鑑別所**

令和2年度1名(教官B)、令和5年度1名(心理A)

【求める人材】

心理専門職、法務教官ともに、少年だけでなく様々な関係機関の方々と接して再犯・再非行防止の支援に携わります。人を理解しようとする共感力や豊かなコミュニケーションを取り、行動力を発揮する人材を求めています。

【職場の魅力・PR】

私たち法務教官・法務技官は、少年院や少年鑑別所に入った少年少女の一番近くにいる応援団です。彼らの可能性を発掘し、それを伸ばして将来の力にしてほしい。その思いが、日々彼らと向き合う私たちの挑戦と情熱のエネルギーです。一人一人に合わせた応援の仕方を日々考えながら、私たちも成長していきます。彼らが社会復帰したあとも、再非行せずに生きていくための教育・支援を行います。ときに笑い、涙し、迷いながらも、一杯一杯応援をします。



【連絡先】

採用試験(法務省専門職員(人間科学))については、**那覇少年鑑別所**まで御連絡ください。

〒900-0036 那覇市西3-14-20 那覇少年鑑別所庶務課 TEL(098)862-4606